

第
1975
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2002年)平成14年 1月25日 金曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 被相続人が加害者である場合の損害賠償金

Q : 夫が、友人を同乗させて自動車を運転中、過失により交通事故を起こし、本人は即死、友人にも重傷を負わせてしまいました。

私は、この友人に対し、事故の3か月後に損害賠償金、治療費等を支払いましたが、この金額を相続税の計算上控除できますか。

A : 債務控除できます。

【解説】

被相続人が、自己の過失により友人に損害を与えたものであれば、被相続人は加害者としての損害賠償の責任を負って死亡したことになりますので、相続人はその責任を相続により承継することになります。

ところで、債務控除の対象となる債務は、确实と認められるものに限られます。債務が确实であるかどうかについては、必ずしも書面の証拠があることを必要としませんし、債務の金額が確定していなくても、その債務の存在が确实と認められるものについては、相続開始当時の現況によって确实と認められる範囲の金額が債務控除の対象となります。

ご質問の場合には、奥さんが承継した損害賠償金、治療費等の損害賠償債務は、相続開始のときにその額が確定していたものではありませんが、債務としては存在していたものといえますので、その承継した損害賠償債務について債務控除することができます。

また、相続税の申告期限までにその債務が履行されていることに照らすと、実際に支払われた損害賠償金、治療費等の額が、債務として控除できる金額になるものと思われます。

